

<本相談室だよりNo.46は、高齢者関係施設・社会福祉法人を対象として発行されています>

東社協 福祉施設経営相談室だよりNo.46 平成18年2月27日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keieisoudan@tcsw.tvac.or.jp

評議員会の必置、任意設置基準を再度ご確認ください

平成18年2月20日付にて定款準則等の改正通知が発出され、(従前の措置のみ、保育のみに加えて)介護保険事業のみを行う社会福祉法人においても、評議員会は任意設置となりました。本相談室に対し、これに関連するご相談があり、東京都所管(社会福祉法人係)に確認したところ、具体的には下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。また、パブリックコメントでは、「なお、今回の改正は、法人がその判断により評議員会を置くことを何ら妨げるものではない」としています。

法人が行う事業区分	必置	任意設置	備考
措置施設		○	任意設置基準その1
保育所のみ		○	任意設置基準その2
特養等介護保険事業のみ		○	任意設置基準その3(今次改正)
措置と保育と介護保険事業3種のみを実施		○	上記により任意設置
地方公共団体から上記以外の事業委託	○ (都指導)	(○)	任意設置基準その4 委託のため原則任意設置であるが、東京都においては必置を指導
障害児施設と居宅生活支援事業(区市町村委託)		○	居宅事業は措置ではないため本来必置となるが、委託のため任意設置
障害児施設と居宅生活支援事業(非委託)	○		居宅事業が措置、保育、介護保険事業でないため
特養と障害者支援施設等(措置、保育、介護保険事業以外の社会福祉事業)を実施(非委託)	○		障害者施設等が措置、保育、介護保険事業でないため
特養と老人福祉センター等介護保険事業ではない社会福祉事業(区市町村委託)		○	介護支援センター、老人福祉センター等が介護保険事業ではないため本来必置となるが、委託のため任意設置
身体障害(更生、療護、授産)施設、知的障害(更生、授産、通勤)施設等	○		措置、保育、介護保険事業でないため
小規模通所授産施設	○		措置、保育、介護保険事業でないため
特養と公益事業(介護保険事業以外)、収益事業を行う場合	○		任意設置であっても、介護保険事業を除いて公益事業、収益事業を行う場合は必置
特養と公益事業(地域包括支援センター等介護保険事業に係るものみの場合)		○	公益事業が全て介護保険事業の場合は、任意設置基準その3により任意設置
母子生活支援施設と保育所のみ	○		母子生活支援施設が措置、保育、介護保険事業でないため
上記以外の事業	○		

<本相談室だよりNo.46は、高齢者関係施設・社会福祉法人を対象として発行されています>